



公益法人制度改革の概要

(現行公益法人制度)

◎法人設立等の主務官庁制・許可主義
(法人の設立と公益性の判断は一体)

(社団法人・財団法人)

法人の設立

主務官庁の許可が必要



公益性の判断

主務官庁が自由に判断できる

(新制度)

◎主務官庁制・許可主義の廃止
(法人の設立と公益性の判断を分離)

(一般社団法人・一般財団法人)

法人の設立

登記のみで設立

(公益社団法人・公益財団法人)

公益性の判断

一般社団法人・一般財団法人のうち希望する法人に対して、民間有識者による委員会の意見に基づき行政庁が認定

・統一的な判断 ・明確な基準を法定

分離

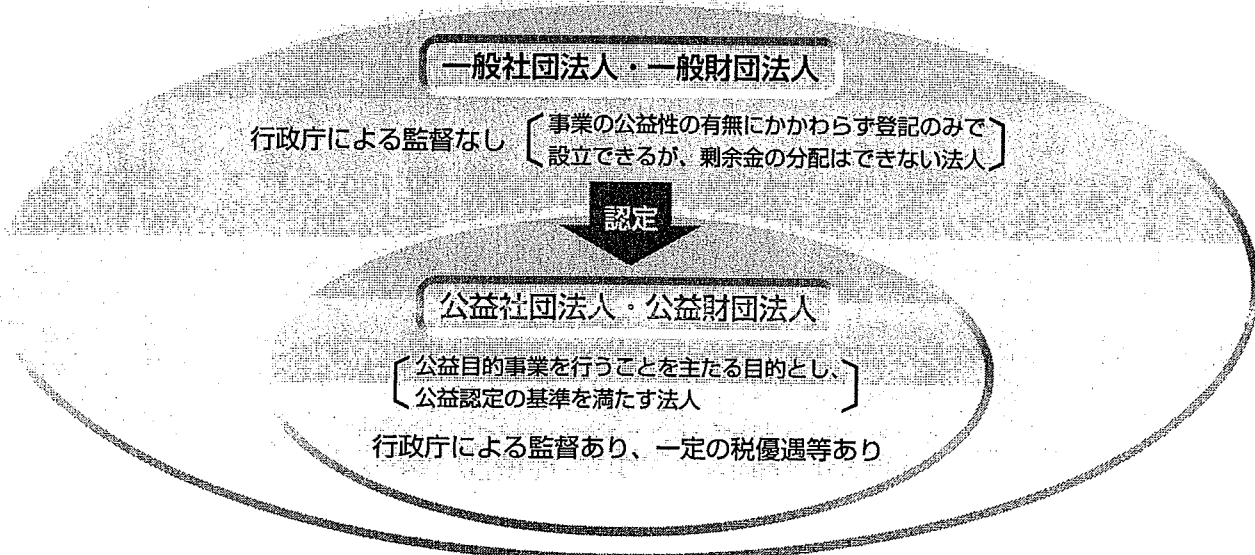
●税との関係

法人格と税の優遇が連動
・法人税は収益事業のみ課税
※更に一定の要件を満たす特定公益増進法人については寄附金優遇

●税との関係

公益性を認定された法人・これに寄附する者について新法施行までに所要の税制上の措置

新制度における一般社団法人・一般財団法人と公益社団法人・公益財団法人の関係は？



特例民法法人から公益社団・財団法人への移行認定

特例民法法人は、行政庁の認定を受けて公益社団・財団法人となることができます。



移行認定の基準は、

- 1 定款の内容が法人法及び認定法に適合するものであること。
 - 2 認定法第5条各号に掲げる基準に適合するものであること。
- の2点です。

認定法第5条各号に掲げられた認定基準のうち主なものは次のとおりです。これらの基準は、移行後も引続き遵守しているか監督が行われます。

経理的基礎を有すること

安定的かつ継続的な公益目的事業を実施するために、法人が公益目的事業を行うのに必要な「経理的基礎」があるかを確認します。

財務状況が健全であること、財産の管理、運用について法人の役員が適切に関与すること、公認会計士または税理士等の経理事務の精通者により適切な情報開示が行われていること等が必要です。

技術的能力を有すること

「技術的能力」とは、事業を実施するための技術や専門的能力を持つ人材、設備などの能力のことです。例えば「検査検定」については、人員や検査機器についての必要な能力の水準を設定し、その水準に適合することを確認していることが必要です(「公益目的事業のチェックポイント」参照)。

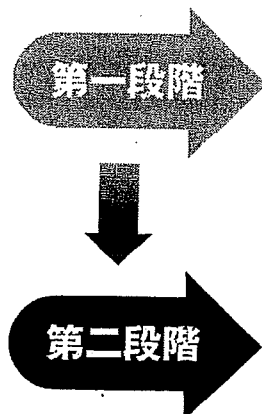
特別の利益を与える行為を行わないこと

「特別の利益」とは、法人の事業の内容などの具体的事情を踏まえたときに、社会通念からみて合理性を欠くような利益や優遇のことです。

公益社団・財団法人は、その事業を行うにあたって、社員や理事などの法人の関係者、株式会社その他の営利事業を営む者などに、「特別の利益」を与えてはいけません。

収支相償であると見込まれること

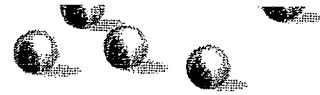
公益社団・財団法人は、公益目的事業に係る収入の額が、その事業に必要な適正な費用を償う額を超えてはいけません。この収支相償については、二段階で判定を行います。



各公益目的事業ごとに費用と収入(それぞれの事業の経常費用、経常収益)を比較します。仮に収入の額が費用の額より大きくても、その差額を、将来のその事業の費用に充てる資金(特定費用準備資金)に繰り入れる場合は、収支相償の基準を満たしているものとみなします。

第一段階で計算した収支に加え、その他の、公益に係る費用と収入を合計し、公益全体の収支を比較します。

収入の額が費用の額を上回った場合でも、将来の特定の公益事業の費用に充てる資金(特定費用準備資金)に繰り入れる場合や、公益的な資産を取得する資金(公益資産取得資金)に繰り入れる場合には、収支相償の基準を満たしているものとみなします。



**公益目的事業
比率が50%
以上であると
見込まれること**

公益目的事業比率は、収入ではなく事業の実施費用で計算します。公益目的事業に要する費用が、事業費及び管理費の合計額に占める割合は50%以上でなければなりません。

この公益目的事業比率を計算する際には、通常は費用として計上されない項目、例えば将来特定の活動を実施するための毎年の積立金や、無償の役務の提供(ボランティア)を受けた際、実際に人を雇ったとした場合に要する費用相当額等も費用とみなすことができます。

**遊休財産額が
制限を
超えないと
見込まれること**

遊休財産額とは、法人の純資産に計上された額のうち、具体的な用途の定まっていない財産の額です。この遊休財産額は、1年分の公益目的事業費相当額(若干の調整があります)を超えてはいけません。

上記以外にも認定基準があります。申請書類や申請の手引きを参照しながらご確認ください。

ガイドラインについて

認定法第5条に定める公益認定の基準及びその関連規定と、整備法第117条第2号に定める移行認可の基準及びその関連規定の運用に関して、「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」が作成されています。

具体例 「事業費と管理費」の 計算について

- 公益目的事業比率の計算にあたっては、①公益目的事業に係る事業費の額と②収益事業等に係る事業費の額、③管理費の額をそれぞれ計算する必要があります。
- 事業費に含むことができる例示としては、専務理事等の理事報酬、事業部門の管理者の人件費は、公益目的事業への従事割合に応じて公益目的事業費に配賦することができます。

管理部門で発生する費用(職員の人件費、事務所の賃借料、光熱水費等)は、事業費に算入する可能性のある費用であり、法人の実態に応じて算入すること

ができます。

- 「事業費」及び「管理費」のいずれにも共通して発生する関連費用は、事業への従事割合や使用実態等に則じて配賦することができます。
- 配賦をする際の計算の基準は、以下の配賦基準を参考に配賦することになります。

配賦基準 適用される共通費用

| | |
|-------|----------------------|
| 建物面積比 | 地代、家賃、建物減価償却費、建物保険料等 |
| 職員数比 | 福利厚生費、事務用消耗品費等 |
| 従事割合 | 給料、賞与、賞金、退職金、理事報酬等 |
| 使用割合 | 備品減価償却費、コンピューターリース代等 |

以下のいずれかに該当する法人は、公益法人への移行の認定を受けることができません。

欠格事由

- ① 理事、監事、評議員のうち一定の要件(公益認定を取り消された公益法人の業務を行う理事であって、取消しから5年を経過していない等)に該当する者がいる
- ② 定款または事業計画の内容が法令や行政機関の処分違反している
- ③ 事業を行うにあたり法令上必要な行政機関の許認可を受けることができない
- ④ 国税または地方税の滞納処分が執行されていたり、滞納処分終了の日から3年を経過していない
- ⑤ 暴力団員等がその活動を支配している
- ⑥ 従来の主務官庁の監督上の命令に違反している



公益目的事業とは

認定の基本となる法人の行う事業が公益目的事業かどうかについては、以下のように、公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が法人の行う事業ごとに判断します。

なお、類似・関連する事業であれば、法人の行う事業を法人の判断で適宜まとめていただいてもかまいません。(ただし、収益事業等は明確に区分してください)

「公益目的事業」の定義(公益法人認定法第2条第4号)

- ㊦ 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、
- ㊧ 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。(公益目的事業のチェックポイント参照)



個々の事業が別表各号のいずれかに該当しているかを検討。

認定法 別表(第二条関係)

1. 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
2. 文化及び芸術の振興を目的とする事業
3. 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
4. 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- ...
22. 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
23. 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

個々の事業が特定多数の者のみの利益の増進になってないかどうかの観点からチェックポイントに沿って検討。

※事実認定に当たって留意すべき点であり、これらを勘案して委員会で審議の上、判断することとなる。

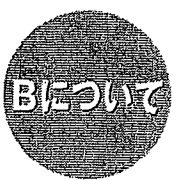
「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」の事実認定に当たっての留意点

1. 事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイント

| 事業区分 | チェックポイント |
|-------------|----------|
| (1) 検査検定 | |
| (2) 資格付与 | |
| (3) 講座、セミナー | |
| ... | |
| (17) 主催公演 | |

(1) 検査検定

- ① 当該検査検定が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 当該検査検定の基準を公開しているか。
- ③ 当該検査検定の機会が、一般に開かれているか。
- ④ 検査検定の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。(例：個別審査に当たって申請者と直接の利害関係を有する者の排除、検定はデータなど客観的方法による決定)
- ⑤ 検査検定に携わる人員や検査機器についての必要な能力の水準を設定し、その水準に適合していることを確認しているか。(例：検査機器の定期的点検と性能向上/能力評価の実施/法令等により求められる能力について許認可を受けている)



2. 上記の事業区分に該当しない事業についてチェックすべき点

- ① 事業目的(趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)
 - ② 事業の目的性(趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)
- ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)
- イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)
- ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)
- エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)
- (注) ②(事業の目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。

参 照 条 文

○公益社団法人・公益財団法人への移行の認定基準

整備法

(認定の基準)

第百条 行政庁は、第四十四条の認定の申請をした特例民法法人(以下この款及び第三百三十三条第二項において「認定申請法人」という。)が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該認定申請法人について第四十四条の認定をするものとする。

- 一 第三百三十三条第二項第二号の定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及び公益法人認定法並びにこれらに基づく命令の規定に適合するものであること。
- 二 公益法人認定法第五条各号に掲げる基準に適合するものであること。

公益法人認定法

(公益認定の基準)

第五条 行政庁は、前条の認定(以下「公益認定」という。)の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

- 一 公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。
- 二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- 四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。
- 五 投機的な取引、高利の融資その他の事業であって、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。
- 六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。
- 七 公益目的事業以外の事業(以下「収益事業等」という。)を行う場合には、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 八 その事業活動を行うに当たり、第十五条に規定する公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれるものであること。
- 九 その事業活動を行うに当たり、第十六条第二項に規定する遊休財産額が同条第一項の制限を超えないと見込まれるものであること。
- 十 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。
- 十一 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。
- 十二 会計監査人を置いているものであること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。
- 十三 その理事、監事及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員との給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。
- 十四 一般社団法人にあっては、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。
 - ロ 社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合には、その定めが次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。
 - (2) 社員の議決権に関して、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないものであること。
 - ハ 理事会を置いているものであること。
- 十五 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでない。
- 十六 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分に関する制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。

十七 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益目的取得財産残額(第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。)があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

- イ 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人
 - ロ 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人
 - ハ 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第六項に規定する更生保護法人
 - ニ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人
 - ホ 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
 - ヘ 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人
 - ト その他イからへまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人
- 十八 清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは前号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

公益目的事業

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

別表(第二条関係)

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

○一般社団法人・一般財団法人への移行の認可基準

整備法

(認可の基準)

第一百七十七条 行政庁は、第四十五条の認可の申請をした特例民法法人(以下この款において「認可申請法人」という。)が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該認可申請法人について同条の認可をするものとする。

- 一 第二十条第二項第二号の定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及びこれに基づく命令の規定に適合するものであること。
- 二 第一百九条第一項に規定する公益目的財産額が内閣府令で定める額を超える認可申請法人にあつては、同項に規定する公益目的支出計画が適正であり、かつ、当該認可申請法人が当該公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれるものであること。